

# 甲賀市特別職報酬等審議会次第

平成 28 年 10 月 24 日(月)10 時～  
甲賀市役所 3 階第 4 委員室

1. あいさつ
2. 委員自己紹介
3. 会長の選任
4. 議事
  - (1) 特別職報酬等審議会会議及び会議録の公開について
  - (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬について
5. 閉会のあいさつ

(1) 特別職報酬等審議会会議及び会議録の公開について

① 会議の公開又は非公開の決定

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針第4条  
会議の公開又は非公開は審議会に諮って行う。

※原則公開

② 会議録の作成及会議結果の公表について

甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針第8条第5号  
会議録の公開又は非公開(一部非公開)

※原則公開 委員名も含め公開 例 ●●委員

(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員報酬について

別紙のとおり

平成28年度 甲賀市特別職報酬等審議会委員

(五十音順)

	職 名	氏 名	備考
1	甲賀市商工会青年部長	青木 清重	青木自動車部品株式会社
2	甲賀市商工会長	大橋 淳一	日新製薬株式会社代表取締役社長 前回会長
3	甲賀市地域福祉審議会委員	岡田 重美	社会福祉法人あいの土山福社会エーデル 土山施設長
4	甲賀市工業会長	興津 昇蔵	近江鍛工株式会社取締役本社工場長 前回委員
5	湖南甲賀地区労働者福祉協議会代表	奥田 修	NECライティング労働組合執行委員長
6	水口金融協議会代表	津田 納	甲賀農業協同組合本所所長
7	甲賀市行政改革委員	中村 絢子	農業 前回委員
8	甲賀市社会教育委員	中村 初子	前回委員
9	甲賀市ボランティア協会連絡協議会長・社会福祉協議会理事	西村 與利子	前回委員
10	甲賀市区長連合会長	服部 辰生	下朝宮区長

○甲賀市特別職報酬等審議会規則

平成26年2月20日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例(平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、甲賀市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

## 1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	20人以内	2年
甲賀市公共交通活性化まちづくり推進協議会	持続可能なまちづくりの概念を基本とした公共交通体系及び基本構想策定について調査及び研究し、審議すること。	(1) 市長が指名する職員 (2) その他市長が適当と認める者	25人以内	1年
甲賀市国際化推進委員会	国際化推進計画の策定について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 各種団体等の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	10人以内	1年
甲賀市特別職報酬等審議会	議会の議員の議員報酬の額及び特別職の職員で非常勤のものとの報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について審議すること。	(1) 市内の公共的団体等の代表者 (2) その他市長が適当と認める者	10人以内	委嘱の日から審議が終了する日まで
甲賀市指定管理者選定委員会	公の施設の指定管理者の選定に関する事項について審査すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) 公の施設の利用者 (3) その他市長が適当と認める者	5人以内	2年
甲賀市行政改革推進委員会	行政改革に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	10人以内	2年

## 甲賀市附属機関の会議の公開等に関する指針

### (趣旨)

第1条 この指針は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき設置される附属機関の会議（以下「会議」という。）の公開等に関し、会議の公正性の確保と透明性の向上を図ると共に、広く情報を公開することにより市民の市政への参加の促進と信頼の確保を図り、公正な市政の推進に資することを目的として、法令等（条例及び規則を含む。以下同じ。）に特別の定めがある場合を除き、会議の公開等に関し基本的な事項等を定めるものとする。

### (附属機関の範囲)

第2条 前条に規定する附属機関の範囲は、法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところによる市の執行機関が設置する附属機関とする。ただし、次条及び第4条において、全部非公開とする会議の附属機関は、この限りでない。

### (会議の公開の基準)

第3条 会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されている場合
- (2) 甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号。以下「公開条例」という。）第6条各号に定める非公開情報に関し審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

### (公開又は非公開の決定)

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条の規定に基づき、附属機関の長（以下「会長等」という。）が当該附属機関に諮って行うものとする。ただし、前条の規定により明らかに非公開とすべきものについては、附属機関を所管する所属の長が、会長等の意見を聴く等の方法により、非公開を決定することができるものとする。

2 附属機関は、会議の非公開を決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

### (公開の方法等)

第5条 会議の公開の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 会議を公開する場合、附属機関は傍聴を認める者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 傍聴者の定員は5人以上とする。ただし、会場の規模等やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- (4) 傍聴の受付は、原則として当日、先着順により行うものとする。ただし、多数の傍聴希望者が見込まれる場合等は、この限りでない。
- (5) 傍聴者に対しては、会議資料（公開条例第6条各号の規定に該当する情報が記載されているものを除く。）を配付し、又は閲覧に供するものとする。
- (6) 会長等は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

エ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等の意思を表示するものを携帯している者

オ 笛、太鼓、その他の楽器の類又はラジオ、拡声器その他の音響装置等の大きな音のするものを携帯する者

カ アからオまでに定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

- (2) 会長等は、傍聴者に対し次に掲げる事項を遵守させ、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

ア 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長等の許可を得た場合は、この限りでない。

イ 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

ウ 大きな声、音を発する等騒ぎ立てないこと。

エ みだりに席を離れ、又は不体裁な行動をしないこと。

オ 飲食又は喫煙しないこと。

カ 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。

キ アからカまでに定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 会長等は、会議を非公開とする決定をするときは、傍聴者に対し、速やかに退場するよう指示しなければならない。

(4) 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長等がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議開催の周知)

第7条 附属機関は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の7日前までに、次に掲げる会議の開催案内（様式第1号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）

(6) 傍聴者の定員

(7) 傍聴手続

(8) 問い合わせ先

(9) その他必要な事項

(会議録の作成及び会議結果の公表)

第8条 附属機関は会議録を作成し、会議開催後概ね1月以内に、次に掲げる会議の概要報告（様式第2号）の事項を市のホームページに掲載する等の方法により

公表するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 公開又は非公開の別（一部公開・非公開とするときは、その理由）
- (6) 出席者
- (7) 傍聴者数
- (8) 会議資料
- (9) 議事の結果概要
- (10) その他必要な事項

2 第3条ただし書により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料に十分配慮したうえで可能な範囲の情報を公表するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 会議の公開等について市民等から意見の申出があった場合は、当該附属機関を所管する所属において適切に対応するものとする。

(委任)

第10条 この指針に定めるもののほか、会議の公開等に関し必要な事項は、各附属機関が定める。

付 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。ただし、この指針の施行後、最初に行われる会議については、この指針は適用しない。

# 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について

甲賀市特別職報酬等審議会  
H28.10.24

## 1. 農業委員会制度の改正

国では「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく農政改革が成果を上げるため、政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整えるため、農業協同組合・農業委員会・農業生産法人についての見直しが行われ、昨年8月に農業協同組合等の一部を改正する等の法律が可決・成立し、本年4月1日より施行されています。農業委員会等に関する法律もこの改正法に含めて施行されています。

### 【農業委員会等に関する法律の改正概要】

(1) 農地等の利用の最適化に関する業務が法定業務として追加された。

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

(2) 農業委員の選出方法について公選制から議会同意による市長の任命制へ変更及び農業委員定数の半減

(3) 農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）の新設

## 2. 推進委員の新設

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為と各委員の地域での活動に分けられることから、それぞれが適確に機能するよう、主に意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域を定めて農地等の利用の最適化を推進する推進委員を新たに設置し、農業委員会が委嘱することとされました。

## 3. 農業委員と推進委員の業務分担

甲賀市における農業委員と推進委員の業務分担は、概ね以下のとおりとします。太字の業務が新たに追加・見直されたものであります。

### □農業委員

- ・農地法に基づく申請案件の審議
- ・農地利用の最適化に関する意見の取りまとめと意見書の提出
- ・法人化・担い手の支援・育成
- ・現地調査（フォローアップ調査、役員パトロール）
- ・農業者年金の加入促進
- ・委員協議会への出席

### □推進委員

- ・人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いへの参画と推進
- ・農地の出し手や受け手へのアプローチによる、集積・集約化の推進
- ・農地法に基づく申請案件の意見書具申

- ・遊休農地の発生防止・解消  
(農地パトロール、農地利用状況調査、遊休農地に係る利用意向調査等)

□農業委員と推進委員の共通業務

- ・相談業務（権利移動、転用、あっせん、その他）
- ・農地法に基づく申請案件に対する現地調査
- ・違反転用等確認・指導
- ・周辺農地への支障等の発生状況の確認・指導
- ・農業情報の提供
- ・各種研修会への出席

4. 農業委員の定数と業務量

農業委員の法定上限定数は、農業者数及び農地面積に応じて決定され、甲賀市では19人です。（現在の定数 37人）

制度改正で農業委員が担っていた業務の内、毎月の農地パトロールや農地利用状況調査、期間を定めて実施している農地利用意向調査に関する業務が推進委員へ移行されることとなりますが、転用等の農地法関係の現地確認や委員パトロール等については引き続き農業委員が担うこととなり、活動範囲も広範となることから定数上限の委員数を確保する予定であります。

なお、農業委員から推進委員へ移行する業務がありますが、前述のとおり定数の半減により活動範囲が拡大となることから、委員一人あたりの業務量として大きく変わらないものと見込んでおります。 \*P5 参照

5. 推進委員の定数について

推進委員の法定の上限定数は農地100ha当り1人の割合で算出したものとされており、甲賀市では農地面積が5,283ha（農水省資料）であることから、53人となります。

推進委員の業務は毎月の農地パトロールや農地法の申請に伴う現地確認、農地利用状況調査や農地利用意向調査、また各改良組合等で開催される人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いへの参画など、地域に根ざした活動が主であり、複数の改良組合区を担当していただくこととなります。

また、今回の制度改正により遊休農地対策が法定業務となったことで、本市の荒廃農地を含む遊休農地は他市と比較して非常に多い状況であり、市としても守るべき農地とそうでない農地を明確化していくため、所有者の意向を確認しながら進めていく必要があります。このためにも地域事情に精通された方に協力いただくことが不可欠であります。 \*P8 参照

これらの業務を担っていただくには、1委員で3、4ヶ所の改良組合区を担当いただくのが限度と考えられることから、45の活動区域を設定し、定数を45人とする予定であります。 \*P6 参照

6. 農業委員・推進委員の報酬について

農業委員会制度改正により、新たに追加された業務の内、担い手への農地利用の集

積・集約化（人・農地プランの策定や見直し）、耕作放棄地の発生防止・解消等については、地域の実情によりその活動量や成果に差異があると思われることから、これらの活動等について適切に報酬に反映するため、その実績に応じて報酬を支給する仕組みを設けます。

なお、国では新制度における委員等の人件費に充当する財源として、新たに農地利用最適化交付金が措置されており、この交付金は活動実績及び成果実績に応じて交付されるもので、交付金の趣旨に則り適切に報酬に反映できるよう整備を図ることとされているところであります。

#### 【報酬加算の対象とする活動内容】

##### ○活動実績によるもの

- (1) 人・農地プランなど、地域の農業者等との話し合いへの参画
- (2) 遊休農地の発生防止・解消活動（農地パトロール）

##### ○成果実績によるもの

- (1) 利用権契約の締結

### 7. 農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬額

#### (1) 月額報酬額

現行の農業委員及び新委員等の1ヶ月当りの月額対象業務の平均活動時間により積算します。

月額対象業務の月平均活動時間 \*P5 参照

- ・現行の農業委員 14.19時間
- ・新農業委員 14.25時間
- ・推進委員 8.35時間

新農業委員  $37,000 \text{円} \times 14.25 \text{時間} / 14.19 \text{時間} \doteq 37,000 \text{円}$

推進委員  $37,000 \text{円} \times 8.35 \text{時間} / 14.19 \text{時間} \doteq 22,000 \text{円}$

※ 農業委員の会長及び副会長についても一般委員と同様据え置きとします。

#### (2) 活動等報酬額

##### 【活動実績分】

加算対象とする活動項目の毎月の活動実績に基づき、1日当たり5,000円を支給する。

- ・活動指標のカウント方法

調査や会議等について1日の活動時間は概ね2時間を想定していません。

- ・日額報酬額

非常勤特別職の日額報酬(5,000円)は会議等への出席を想定されているものであり、概ね2時間程度の会議で1日とみなされていることや、委員等の調査についても1日の活動時間は概ね2時間から3時間であることからこの額とした。

【成果実績分】

当該年度内における利用権契約について、新規契約1件について5,000円以内の額を支給する。

報酬単価については、農地利用最適化交付金の担い手への農地集積成果実績に係る交付基準に基づき平成29年度の実績を踏まえて確定します。

※新規契約の判定は貸付人、借受人単位で行うこととし、借り換え等は対象としない。

別表

区分	前		後	
	月額報酬額	月額報酬額	備考	
農業委員会 会長	47,000円	47,000円	以下の報酬を加算する。 (1)加算対象活動 1日につき5,000円 (2)利用権契約1件につき5,000円 以内で定める額	
会長職務代理	40,000円	40,000円		
部会長	38,000円			
委員	37,000円	37,000円		
農地利用最適化推進委員		22,000円		

## 業務区分別の業務量調べ(1ヶ月当りの業務時間)

報酬区分	業務区分	現行農業委員	新農業委員	推進委員	備考
月額対象	1 農地法に基づく申請案件の審議	3	3	1.6	推進委員も案件によって総会への出席を求められる。
	2 農地利用の最適化に関する意見の取りまとめと意見書の提出	0.29	0.57		定数減により増加
	3 法人化・担い手の支援・育成	0.33	0.26	0.16	相談業務
	5 農業者年金の加入促進	0.02	0.04		定数減により増加
	12 農地の出し手や受け手へのアプローチによる、集積・集約化の推進	0.66	0.52	0.32	相談業務
	13 農用地利用計画の変更等に係る、意見具申	0.14		0.11	農業委員から推進委員へ業務移行
	14 遊休農地の発生防止・解消(農地パトロール)	2.2			
	15 遊休農地の発生防止・解消 (遊休農地に係る利用意向調査、指導・勧告)	1.46	0.28	1.26	遊休農地解消のための指導・勧告は農業委員も対応する。
	21 相談業務(権利移動、転用、あっせん、その他)	0.66	0.52	0.32	
	22 農地法に基づく申請案件に対する現地調査、意見具申	3.06	5.55	2.46	現地調査は両委員で実施する。 農業委員は定数減によるエリア拡大で増加
	23 違反転用等確認・指導	0.76	1.48	0.62	両委員で対応することとしている。 農業委員は定数減によるエリア拡大で増加
	24 調査書・書類配布等	0.25	0.13	0.25	農業委員会だよりや調査票の配布
	25 研修会、会議等への出席	1.36	1.9	1.25	農業委員については部会が全委員による協議会となるため、回数が増加する
	計	14.19	14.25	8.35	

報酬区分	業務区分	現行農業委員	新農業委員	推進委員	備考
加算対象	11 人・農地プランなど、地域の農業者等の話し合いへの参画と推進		年間5回	年間3回	人・農地プラン策定への参画
	14 遊休農地の発生防止・解消(農地パトロール)			毎月1回	農業委員から推進委員へ業務移行
	計		年間5回	年間15回	

## 農地利用最適化推進委員担当地域

連番	地域名	農地利用最適化推進委員	
		地域連番	担当地域
1	水口	1	八田・春日・下山
2		2	伴中山・山
3		3	泉・北脇
4		4	植・宇田・酒人
5		5	宇川・北内貴
6		6	貴生川・虫生野
7		7	三大寺・高山・岩坂・三本柳
8		8	牛飼・杣中・山上
9		9	中畑・新城・今郷
10		10	巖峨・和野
11		11	旧水口・林口・松尾・名坂・幸ヶ平
12	土山	1	鮎河(東野)・大河原
13		2	鮎河(西野、千刈)
14		3	黒滝・黒川
15		4	猪鼻・山中・笹路・山女原
16		5	南土山・大沢
17		6	北土山(田中、水月、和草野を除く)
18		7	青土・瀬音・平子・野上野・北土山(田中、水月、和草野)
19		8	頓宮・前野・市場
20		9	大野(三軒家、里、新里、寺前、片山)
21		10	大野(今宿、布引、末田)・徳原
22	甲賀	1	和田・高嶺・五反田
23		2	油日・上野
24		3	田堵野・滝・毛枚
25		4	大久保・櫛野
26		5	神・大原上田
27		6	大原中・鳥居野
28		7	相模・大原市場・高野
29		8	神保・隠岐
30		9	小佐治・岩室
31	甲南	1	寺庄・葛木
32		2	深川・深川市場・稗谷・森尻・宝木
33		3	杉谷
34		4	新治・塩野・市原
35		5	池田・野尻
36		6	磯尾・竜法師・野田
37		7	柑子・野川
38		8	下馬杉、上馬杉
39	信楽	1	宮町・牧
40		2	黄瀬・勅旨
41		3	畑・田代・西
42		4	長野・神山・江田
43		5	杉山・中野・柞原
44		6	多羅尾・小川・小川出
45		7	上朝宮・下朝宮・宮尻

最適化推進委員 45人

## 地域別推進委員一人当りの数値

農家台帳面積

H28.3.31現在

地域名	現行 農業委員数	推進委員数		農家戸数	農地面ha	A分類ha	B分類ha	遊休計ha
水口	9	11	計	825	1,762.2	58.3	124.7	183.0
			平均	75	160.2	5.3	11.3	16.6
土山	6	10	計	619	1,072.7	59.9	45.5	105.4
			平均	62	107.3	6.0	4.6	10.5
甲賀	11	9	計	912	1,317.6	61.1	131.3	192.4
			平均	101	146.4	6.8	14.6	21.4
甲南	6	8	計	624	1,042.6	38.9	57.3	96.2
			平均	78	130.3	4.9	7.2	12.0
信楽	5	7	計	515	812.6	42.6	40.9	83.5
			平均	74	116.1	6.1	5.8	11.9
合計	37	45	計	3,495	6,008	261	400	660.5
			平均	78	133.5	5.8	8.9	14.7

## 県内市町農地集積率及び遊休農地率

県農政課提供

A	B	C	D	E	F	G	H	I
都道府県名	都道府県-市町村名	農業委員会名	耕地面積 ha	担い手の利用面積 ha	農地集積率 %	1号遊休農地 ha	2号遊休農地 ha	遊休農地率 %
			(27.7.15現在)	(28.3.31現在)	(E/D)	(27.12.31現在)	(27.12.31現在)	(G+H)/(D+G)
滋賀県	滋賀県大津市	大津市農業委員会	2,310	282.28	12.2%	52.22	0.00	2.21%
滋賀県	滋賀県彦根市	彦根市農業委員会	2,870	1,757.10	61.2%	50.66	0.00	1.73%
滋賀県	滋賀県長浜市	長浜市農業委員会	8,080	5,093.92	63.0%	50.85	0.00	0.63%
滋賀県	滋賀県近江八幡市	近江八幡市農業委員会	4,380	3,165.25	72.3%	2.92	1.70	0.11%
滋賀県	滋賀県草津市	草津市農業委員会	1,310	722.97	55.2%	7.20	0.00	0.55%
滋賀県	滋賀県守山市	守山市農業委員会	2,000	1,040.93	52.0%	6.22	0.00	0.31%
滋賀県	滋賀県栗東市	栗東市農業委員会	723	335.99	46.5%	0.69	0.00	0.10%
滋賀県	滋賀県甲賀市	甲賀市農業委員会	5,280	1,821.02	34.5%	247.81	0.00	4.48%
滋賀県	滋賀県野洲市	野洲市農業委員会	2,410	1,695.37	70.3%	6.15	0.00	0.25%
滋賀県	滋賀県湖南市	湖南市農業委員会	699	281.56	40.3%	0.84	0.00	0.12%
滋賀県	滋賀県高島市	高島市農業委員会	5,140	2,187.54	42.6%	30.18	0.00	0.58%
滋賀県	滋賀県東近江市	東近江市農業委員会	8,510	4,926.19	57.9%	11.66	0.00	0.14%
滋賀県	滋賀県米原市	米原市農業委員会	2,600	1,489.07	57.3%	13.52	0.00	0.52%
滋賀県	滋賀県日野町	日野町農業委員会	2,010	556.48	27.7%	48.82	0.00	2.37%
滋賀県	滋賀県竜王町	竜王町農業委員会	1,310	643.67	49.1%	4.39	0.15	0.35%
滋賀県	滋賀県愛荘町	愛荘町農業委員会	1,500	772.09	51.5%	3.01	0.00	0.20%
滋賀県	滋賀県豊郷町	豊郷町農業委員会	386	168.92	43.8%	0.62	0.00	0.16%
滋賀県	滋賀県甲良町	甲良町農業委員会	627	340.19	54.3%	0.00	0.00	0.00%
滋賀県	滋賀県多賀町	多賀町農業委員会	506	210.80	41.7%	0.34	0.00	0.07%

## 県内の農業委員、最適化推進委員の定数・報酬等の調

H28.9.30現在

			甲賀市	大津市	彦根市	長浜市	近江八幡市	草津市	守山市	栗東市	野洲市	湖南市	高島市	東近江市	米原市	
農業委員	現行	定数	37人	37人	32人	38人	24人	26人	23人	19人	24人	24人	40人	40人	29人	
	新制度	法定上限定数	19人	19人	19人	20人	19人	19人	19人	14人	19人	14人	19人	19人	27人	19人
		予定定数	<b>19人</b>	<b>18人</b>	<b>19人</b>	<b>20人</b>	<b>22人</b>	<b>14人</b>	<b>14人</b>	<b>14人</b>	<b>14人</b>	<b>26人</b>	<b>14人</b>	<b>19人</b>	<b>22人</b>	<b>19人</b>
最適化推進委員	新制度	法定上限定数①	53人	32人	31人	81人	44人	14人	20人	8人	25人	8人	52人	88人	26人	
		予定定数②	<b>45人</b>	<b>24人</b>	<b>28人</b>	<b>未定</b>	<b>設置しない</b>	<b>10人</b>	<b>19人</b>	<b>7人</b>	<b>設置しない</b>	<b>8人</b>	<b>30人</b>	<b>22人</b>	<b>22人</b>	
		上限定数との比較 ②/①	84.9%	75.0%	90.3%			71.4%	95.0%	87.5%		100.0%	57.7%	25.0%	84.6%	
月額報酬 ( )は日額																
農業委員	現行	会長	47,000円	(28,000円)	54,000円	46,000円	46,000円	46,100円	41,000円	38,500円	38,000円	38,500円	30,000円	50,000円	38,000円	
		副会長	40,000円	(25,800円)	40,000円	38,000円	40,000円	40,200円	40,100円	33,800円	30,000円	33,700円	20,000円	38,000円	25,000円	
		一般委員	37,000円	(25,800円)	34,000円	31,000円	32,000円	36,800円	37,100円	31,500円	26,000円	31,500円	20,000円	34,000円	25,000円	
	新制度	会長	47,000円	49,100円	54,000円	46,000円	46,000円	46,100円	47,000円	38,500円	35,000円	38,500円	30,000円	50,000円	38,000円	
		副会長	40,000円	45,000円	40,000円	38,000円	40,000円	40,200円	40,100円	33,800円	30,000円	33,700円	25,000円	40,000円	25,000円	
		一般委員③	<b>37,000円</b>	<b>40,900円</b>	<b>34,000円</b>	<b>31,000円</b>	<b>32,000円</b>	<b>36,800円</b>	<b>37,100円</b>	<b>31,500円</b>	<b>21,000円</b>	<b>31,500円</b>	<b>20,000円</b>	<b>35,000円</b>	<b>25,000円</b>	
最適化推進委員	新制度	報酬額④	<b>22,000円</b>	<b>36,800円</b>	<b>31,000円</b>	<b>未定</b>	<b>設置しない</b>	<b>36,800円</b>	<b>25,000円</b>	<b>31,500円</b>	<b>設置しない</b>	<b>31,500円</b>	<b>15,000円</b>	<b>25,000円</b>	<b>21,000円</b>	
		農委との比較 ④/③	59.5%	90.0%	91.2%			100.0%	67.4%	100.0%		100.0%	75.0%	71.4%	84.0%	

・近江八幡市及び野洲市は農地の集積率や遊休農地率が推進委員を設置しないことができる要件を満たしているため設置されない。

※この資料は確定ではありませんので、取扱にはご注意ください。